

報 告 書

令和 8 年 7 月 27 日

福岡県政府調達苦情検討委員会

福岡県政府調達苦情検討委員会は、「第2号」について本委員会の報告書を別紙のとおりとする。

令和8年7月27日

福岡県政府調達苦情検討委員会委員長

安河内 恵子

(別紙)

第2号

報 告 書

福岡県北九州市小倉南区長尾6丁目3番15号

苦情申立人

みこと株式会社

代表取締役

上 野 博 之

福岡県福岡市博多区東公園7番7号

関係調達機関

福岡県（教育庁教育振興部 高校教育課）

（人材育成・活躍推進部 私学振興課）

代表者 福岡県知事 服部 誠太郎

目 次

第1 苦情申立人及び関係調達機関が求める判断	1
第2 事案の概要	1
第3 提出資料	2
第4 争点	2
第5 争点に係る主張	
1 争点について	2
第6 委員会における検討の経緯	3
第7 委員会の判断	
1 協定の適用について	3
2 本件申立ての適法性について	3
3 争点について	5
第8 結論	14

第1 苦情申立人及び関係調達機関が求める判断

1 苦情申立人

関係調達機関が行った「令和8年度高等学校情報・先端分野人材育成事業業務委託」の調達（以下「本件調達」という。）に係る入札手続について、政府調達に関する協定（以下「協定」という。）に定める規約を遵守していないことについて判断を求める。

2 関係調達機関

苦情申立人の苦情申立て（以下「本件申立て」という。）は、認められないとの判断を求める。

第2 事案の概要

- 1 令和8年3月18日から令和8年4月9日までの23日間、関係調達機関は、本件調達の企画提案募集を県ホームページで行った。
- 2 関係調達機関は、令和8年3月18日から令和8年3月24日、企画提案に対する質問を受け付けた。
- 3 令和8年3月24日、苦情申立人は、関係調達機関に対し、企画提案募集要領等について質問した。
- 4 令和8年3月31日、関係調達機関は、苦情申立人の質問に対する回答を県ホームページ上に掲載した。
- 5 令和8年4月17日、関係調達機関は、本件調達に係る選定委員会を開催、審査を行い、委託予定事業者を選定した。
- 6 令和8年4月23日、関係調達機関は、委託予定事業者及び苦情申立人に対し結果を通知した。
- 7 令和8年4月28日、苦情申立人は、福岡県政府調達苦情検討委員会（以下、「委員会」という。）に対して、本件申立てを行った。
- 8 令和8年5月7日、関係調達機関は、委員会に対して、本件申立てを却下すべき旨の申出を行った。
- 9 令和8年5月13日、委員会は、本件申立てを受理した。
- 10 令和8年5月14日、委員会は苦情申立人及び関係調達機関に対して、申立て受理の通知を行うとともに、申立て受理について公示した（公示期間：5月14日～19日）。
- 11 令和8年5月14日、委員会は関係調達機関に対して、契約締結を停止すべきである旨の要請を行った。
- 12 令和8年5月19日、関係調達機関は、委員会に対して、契約締結の停止の要請に従

えない旨の通知を提出した。

- 13 令和8年5月27日、委員会は、関係調達機関に対して、本件調達に係る契約締結を停止すべきである旨の要請を取り下げること苦情申立人及び関係調達機関に通知した。
- 14 令和8年6月12日、委員会は、関係調達機関が行った調達方法について新たに疑義が生じたことから、契約所管部署に対して見解を求めた。
- 15 令和8年6月19日、委員会は、関係調達機関に対して、本件調達に係る契約締結を停止すべきである旨の再要請を通知した。
- 16 令和8年7月7日、契約所管部署は、委員会に対して、関係調達機関が行った調達方法についての見解を回答した。

第3 提出資料

1 苦情申立人

- (1) 令和8年4月28日付け 苦情申立書

2 関係調達機関

- (1) 令和8年5月7日付け 苦情申立却下の申出書
- (2) 令和8年5月14日付け 報告書
- (3) 令和8年5月19日付け 契約締結停止に従えない理由書
- (4) 令和8年7月7日付け 契約所管部署（総務部）の見解

第4 争点

本件申立ての争点は、以下のとおり。

- 1 公募開始から企画提案書提出期限までの期間（以下「公募期間」という。）について、協定第11条に定められている期間（40日以上）が遵守されていないという点

第5 争点に係る主張

1 争点について

(1) 苦情申立人の主張

- ア 協定では入札公告から入札書提出までの期間（以下「公告期間」という。）を40日以上と定めているが、本件調達においては、遵守されておらず無効である。

(2)関係調達機関の主張

ア 本件調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（以下「特例政令」という。）第 11 条第 1 項第 1 号に該当し、かつ協定第 13 条第 1 項（h）に基づく限定入札に該当するため、協定第 11 条に規定する「期間」は適用されない。協定との整合性は確保されており、関係規定に抵触するものではない。

第 6 委員会における検討の経緯

令和 8 年 5 月 13 日に本件申立てを受理するとともに、検討を開始した。

委員会は、本件申立てを令和 8 年 5 月 13 日に受理した旨を令和 8 年 5 月 14 日に公示した。

委員会での検討経緯は、次のとおりである。

第 1 回 令和 8 年 5 月 13 日（委員長専決）

第 2 回 令和 8 年 5 月 18 日

第 3 回 令和 8 年 5 月 26 日（書面）

第 4 回 令和 8 年 6 月 8 日

第 5 回 令和 8 年 6 月 18 日

第 6 回 令和 8 年 7 月 16 日（書面）

第 7 回 令和 8 年 7 月 17 日

第 7 委員会の判断

1 協定の適用について

関係調達機関は、協定附属書 I 付表 2 の地方政府の機関「地方自治法の適用を受ける全ての都道府県及び指定都市」に該当することから、協定の適用対象となる。

また、本件調達は、同付表 5 の「高等教育サービス」に該当し、20 万特別引出権（20 万 SDR）（邦貨換算額 4,000 万円）を超える価格の調達契約に係るものであり、かつ、協定第 3 条に該当しないことは明らかであるから、協定の適用対象となる。

2 本件申立ての適法性について

(1) 苦情申立ての時期等について

「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成 12 年 2 月 9 日福岡県公報第 1624 号）（以下「処理手続」という。）第五 一によれば、「供給者は、調達手続のいずれの段階であつても、協定等のいずれかの規定に違反して調達が行われたと判断する場合には、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから 10 日以内に、書面により委員会へ

苦情を申し立てることができる。」とされている。

以下、本件申立てについて却下事由に該当するかについて、個別に検討する。

ア 本件申立てが苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから 10 日以内に行われたかについて

本件申立ては、苦情申立人が委員会に提出した、令和 8 年 4 月 28 日付けの政府調達に関する苦情申立書により行われている。

苦情申立人は、苦情の原因となった事実を知った日として特定の日を主張していないが、苦情申立書の原因となった事実が「公募期間」であることから、最も遅い場合でも公募期間の最終日である 4 月 9 日が、「苦情申立書の内容から考えられる事実を知り、または合理的に知りえた日」と考えられる。この日から 10 作業日は 4 月 20 日であり、処理手続第五 三 1 の「遅れて申立てが行われた場合」という却下事由に該当する。

イ 協定等と無関係な場合に当たるかについて

本件申立ては、協定第 11 条に違反すると考えられることによりなされていることから、処理手続第五 三 2 の「協定等と無関係な場合」という却下事由には該当しない。

ウ 軽微又は無意味な場合に当たるかについて

本件申立ての内容から、違反の程度及び調達に与える影響が軽微又は無意味であるとは言えないため、処理手続第五 三 3 の「軽微又は無意味な場合」という却下事由には該当しない。

エ 供給者からの申立てであるかについて

処理手続第二 一において、供給者とは、「調達機関が產品又はサービスの調達を行った際に当該產品又はサービスの提供を行った者及び行うことが可能であった者」と規定されており、苦情申立人はこれに該当することから、処理手続第五 三 4 の「供給者からの申立てでない場合」という却下事由には該当しない。

オ その他委員会による検討が適当でない場合に当たるかについて

委員会による検討が適当でないとする特段の考慮すべき事情はないので、処理手続第五 三 5 の「その他委員会による検討が適当でない場合」という却下事由には該当しない。

カ 処理手続第五 五の「正当な理由がある」と認められるかについて

本件申立ては、公募期間に関するものであり、随意契約の場合の「期間」をどう捉えるか等の確認が必要である。十分な公告期間を設定することは、協定においても重視されている点であり、透明性・公平性・競争性を確保するためにも重要な条件である。

本案件の公募期間が 23 日間であることは、入札の場合に必要とされる公告期間（40 日間）と比べかなり短く、本件調達協定第 13 条第 1 項本文のただし書き以降「ただし、当該調達機関が供給者間の競争を避けることを目的として又は他の締約国の供給者を差別し、若しくは国内の供給者を保護するように、この 1 の規定を適用しないことを条件とする」の規定を満たしているか確認する必要がある、申立てには正当な理由がある。

（２）本項のまとめ

本件申立ては、「政府調達に関する苦情の処理手続」第五 三 1 に規定する「遅れて申立てが行われた場合」という却下事由に該当するものの、申出には正当な理由があると考えられることから、「政府調達に関する苦情の処理手続」の規定に則って、適法に行われたものとし受理する。

３ 争点について

（１）関係規定及び論点について

苦情申立人は、次のとおり主張している。

- ・ 協定では公告期間を定めているが、本件調達においては、遵守されておらず無効である。

以下で、本件調達に係る公募期間が適切であったかどうか検討する。

関係する協定等の規定は、次のとおりである。

【政府調達に関する協定】

第11条 期間（期限）

- 2 選択入札を用いる調達機関は、参加申請書の提出の最終期日を原則として調達計画の公示の日から二十五日目の日以後に定める。この提出期間は、調達機関が十分に実証する緊急事態により実際的でなくなる場合には、十日以上の期間に短縮することができる。
- 3 調達機関は、4、5、7及び8に規定する場合を除くほか、入札書の提出の最終期日を次のいずれかに規定する日から四十日目の日以後の日に定める。
 - (a) 公開入札の場合には、調達計画の公示を行う日
 - (b) 選択入札の場合には、常設名簿を使用するか否かを問わず、調達機関が供給者に入札書の提出を招請することを通知する日
- 4 調達機関は次の場合には、3の規定に従って定める入札期間を十日以上の期間に短縮することができる。
 - (a) 調達機関が第七条4に規定する調達予定の公示を調達計画の公示の十二箇月前から四十日前までの期間に行い、かつ、当該調達予定の公示が次の事項を含む場合
 - (i) 調達の説明
 - (ii) 入札書又は参加申請書の提出の最終期日とすることが見込まれる日
 - (iii) 関心を有する供給者が調達機関に対し予定されている調達への関心を表明すべきである旨の記述
 - (iv) 調達に関する文書を入手することができる場所
 - (v) 第七条2の規定により調達計画の公示において必要とされる情報のうち、入手することができる全てのもの
 - (b) 調達機関が、一連の契約に関し、その最初の調達計画の公示において、その後の公示においてこの4の規定に基づく入札期間を定めることを示す場合
 - (c) 調達機関が十分に実証する緊急事態により3の規定に従って定める入札期間が実際的でなくなる場合

【政府調達に関する協定】

第13条 限定入札

- 1 調達機関は、次のいずれかの場合に限り、限定入札を用いること並びに第七条から第九条まで、第十条7から11まで、第十一条、前条、次条及び第十五条を適用しないことを選択することができる。ただし、当該調達機関が、供給者間の競争を避けることを目的として又は他の締約国の供給者を差別し、若しくは国内の供給者を保護するように、この1の規定を適用しないことを条件とする。
 - (a) 次に掲げるいずれかの場合。ただし、入札説明書に定める要件が実質的に変更されないことを条件とする。
 - (i) 入札書が提出されなかった場合又は供給者が参加申請を行わなかった場合
 - (ii) 入札説明書に定める基本的要件に合致する入札書が提出されなかった場合
 - (iii) 参加のための条件を満たす供給者がいなかった場合
 - (iv) 行われた入札がなれ合いによるものであった場合
 - (b) 次のいずれかの理由により、物品又はサービスが特定の供給者によってのみ供給されることが可能であり、かつ、他に合理的に選択される物品若しくはサービス又は他の合理的な代替の物品若しくはサービスがない場合
 - (i) 必要とされるものが美術品であること。
 - (ii) 特許権、著作権その他の排他的権利が保護されていること。
 - (iii) 技術的な理由により競争が存在しないこと。
 - (c) 次のいずれかの理由により、当初の調達には含まれていない物品又はサービスの追加の納入又は提供を当初の供給者から受ける場合
 - (i) 当初の調達により購入された既存の機材、ソフトウェア、サービス又は設備との互換性又は相互運用性の要件その他の経済的又は技術的な理由により、追加の物品又はサービスについて供給者を変更することができないこと。
 - (ii) 追加の物品又はサービスについて供給者を変更する場合には、調達機関に著しい不都合が生じ、又は調達機関が実質的に二重に費用を負担することとなること。
 - (d) 調達機関の予見することができない事態によりもたらされた極めて緊急な理由のため、公開入札又は選択入札によっては必要な期間内に物品又はサービスを入手することができない場合において、真に必要なとき。
 - (e) 調達する物品が商品市場において購入される物品である場合
 - (f) 調査、実験、研究又は独自の開発に係る特定の契約の過程において、かつ、当該契約の対象として、調達機関の要請により開発された原型又は最初の物品若しくはサービスを当該調達機関が調達する場合。最初の物品又はサービスの独自の開発には、実用実験の結果を取り入れるために及び受入れ可能な品質基準に合致する物品又はサービスとして当該物品又はサービスを多量に生産し、又は供給することができることを証明するために限られた生産又は供給を行うことが含まれ得るが、商業的採算を確立し、又は研究開発の費用を回収するために多量に生産し、又は供給することは含まれない。
 - (g) 清算、管財人による管理、倒産等に起因する例外的な処分の際、極めて短い期間においてのみ生ずる例外的に有利な条件の下で購入される場合。ただし、通常の供給者からの日常の購入を含まない。
 - (h) 契約が設計コンテストの受賞者との間で締結される場合。ただし、次のことを条件とする。
 - (i) 当該設計コンテストがこの協定の原則（特に調達計画の公示に関する原則）に合致する方法で行われること。
 - (ii) 当該設計コンテストの参加者が、独立の審査員団によって、受賞者との間で設計契約を締結することを目的として審査されること。
- 2 調達機関は、1の規定による個々の契約の締結について報告書を作成する。この報告書には、調達を行った調達機関の名称、調達された物品又はサービスの価額及び種類並びに1に規定する状況及び条件のうち当該調達における限定入札の利用の根拠となったものを示す説明を含める。

【地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令】

第 10 条 複数落札入札制度による物品等又は特定役務の調達

10 第 1 項の規定による一般競争入札又は指名競争入札に付した場合において、落札数量が需要数量に達しないとき、又は落札者のうち契約を結ばない者があるときは、需要数量に達するまで、最低落札単価の制限内で、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項（第 9 号に係る部分に限る。）、第 3 項及び第 4 項並びに地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項（第 9 号に係る部分に限る。）、第 3 項及び第 4 項の規定の例により、随意契約によることができる。

【地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令】

第 11 条 随意契約

1 特定地方公共団体の締結する特定調達契約については、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項（第 5 号、第 8 号及び第 9 号に係る部分に限る。）若しくは地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項（第 5 号、第 8 号及び第 9 号に係る部分に限る。）又は前条第 10 項の規定によるほか、次に掲げる場合に該当するときに限り、地方自治法第 234 条第 2 項の規定により随意契約によることができる。

一 他の物品等若しくは特定役務をもって代替させることができない芸術品その他これに類するもの又は特許権等の排他的権利若しくは特殊な技術に係る物品等若しくは特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているとき。

二 既に調達をした物品等（以下この号において「既調達物品等」という。）又は既に契約を締結した特定役務（以下この号において「既契約特定役務」という。）につき、交換部品その他既調達物品等に接続して使用する物品等の調達をする場合又は既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既調達物品等又は既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既調達物品等の使用又は既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるとき。

三 特定地方公共団体の委託に基づく試験研究の結果製造又は開発された試作品等（特定役務を含む。）の調達をする場合

四 既に契約を締結した建設工事（以下この号において「既契約工事」という。）についてその施工上予見し難い事由が生じたことにより既契約工事を完成するために施工しなくなつた追加の建設工事（以下この号において「追加工事」という。）で当該追加工事の契約に係る予定価格に相当する金額（この号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約を締結した既契約工事に係る追加工事がある場合には、当該追加工事の契約金額（当該追加工事が二以上ある場合には、それぞれの契約金額を合算した金額）を加えた額とする。）が既契約工事の契約金額の百分の五十以下であるものの調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約工事の完成を確保する上で著しい支障が生ずるおそれがあるとき。

五 計画的に実施される施設の整備のために契約された建設工事（以下この号において「既契約工事」

という。)に接続して当該施設の整備のために施工される同種の建設工事(以下この号において「同種工事」という。)の調達をする場合、又はこの号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約が締結された同種工事に接続して新たな同種工事の調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をすることが既契約工事の調達の相手方から調達をする場合に比して著しく不利と認められるとき。ただし、既契約工事の調達契約が第四条から第九条までの規定により締結されたものであり、かつ、既契約工事の入札に係る第6条の公告又は第7条第1項の公示においてこの号の規定により同種工事の調達をする場合があることが明らかにされている場合に限る。

六 建築物の設計を目的とする契約をする場合であって、当該契約の相手方が、総務大臣の定める要件を満たす審査手続により、当該建築物の設計に係る案の提出を行った者の中から最も優れた案を提出した者として特定されているとき。ただし、当該契約が、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号又は地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に規定するその性質又は目的が競争入札に適しないものに該当する場合に限る。

2 特定地方公共団体の締結する特定調達契約につき地方自治法施行令第167条の2第1項(第8号及び第9号に係る部分に限る。)又は地方公営企業法施行令第21条の13第1項(第8号及び第9号に係る部分に限る。)の規定により随意契約による場合には、地方自治法施行令第167条の2第4項及び地方公営企業法施行令第21条の13第4項の規定は、適用しない。

【地方自治法施行令】

第167条の2 随意契約

地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格(貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額)が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。
- 二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- 三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第十一項に規定する障害者支援施設(以下この号において「障害者支援施設」という。)、同条第二十八項に規定する地域活動支援センター(以下この号において「地域活動支援センター」という。)、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業(同条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する就労選択支援、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。)を行う施設若しくは小規模作業所(障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条第一号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。)若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるとこ

ろにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第十六条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第三条第一項に規定する生活困窮者（以下この号において「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）（以下この号において「障害者支援施設等」という。）において製作された物品を当該障害者支援施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十七条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第六条第六項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第四項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

四 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。

五 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

六 競争入札に付することが不利と認められるとき。

七 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

八 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

九 落札者が契約を締結しないとき。

(2) 本件調達の調達方式について

- ・ 本件調達における調達方法は、広く多くの事業者から企画提案を募り、提案内容を審査したうえで企画内容や事業遂行能力が最も優れた者を選定し、選定した事業者と契約を結ぶ公募型プロポーザル方式による随意契約である。

(3) 公募期間について

ア 本件調達の公募期間について

- ・ 本件調達は、「高等学校における情報・先端技術教育の充実を図り、県内成長産業を支える人材育成の取組を推進する」ことを目的に、「情報・先端技術関連企業・大学等の見学や、情報・先端技術関連企業・大学等の講師による出前授業、情報・先端技術関連企業・大学等のエンジニア派遣による実習指導の事業」を実施するものである。
- ・ 関係調達機関は、業務の委託先を選定するため、公募型プロポーザル（企画提案の募集）を行い、その公募期間は令和8年3月18日から令和8年4月9日までの23日間となっている。
- ・ 本件調達が随意契約に該当する場合は、協定第11条「期間」を適用しないことを選択することができる」と定められているため、40日の公告期間が確保されていなくとも協定違反とはならない。
したがって、本件調達の公募期間が協定に違反しているかを検討するにあたり、本件調達が随意契約（限定入札）に該当することの確認が必要となる。
このことから、委員会において、本件調達が随意契約に該当するかを確認した。

イ 本件調達が随意契約（限定入札）に該当するかについて

- ・ 関係調達機関は本件調達について、特例政令第11条第1項第1号に該当し、かつ政府調達に関する協定第13条第1項(h)に基づく限定入札に該当するため、協定第11条に規定する「期間」は適用されないと主張している。

【協定第13条についての検討】

- ・ まずは、本件調達が「協定第13条第1項(h)」の限定入札に該当するかについて検討する。
- ・ 協定第13条第1項(h)には「契約が設計コンテストの受賞者との間で締結される場合」と規定されており、国において、「設計コンテスト」とは「建築物の設計を目的とするものに限られる」との見解を示している。
- ・ 本件調達は、「関連企業や大学等の見学、企業や大学等の講師による出前事業、企業や大学等のエンジニア派遣による実習指導を行うもの」であり、「設計コンテスト」

には該当しない。

- ・ よって、本件調達「協定第 13 条第 1 項(h)」の限定入札には該当しない。

【特例政令第 11 条についての検討】

- ・ 次に、本件調達が「特例政令第 11 条第 1 項第 1 号」の随意契約に該当するかについて検討する。
- ・ 特定地方公共団体が政府調達案件において、一般競争入札を排除して特定の 1 者と契約する随意契約（限定入札）を行うには、特例政令第 11 条が定める厳格な事由のいずれかに該当する必要がある。
- ・ 特例政令第 11 条第 1 項では、特定地方公共団体が随意契約を行える場合を「地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第 167 条の 2 第 1 項（第 5 号、第 8 号及び第 9 号に係る部分に限る。）、特例政令第 10 条第 10 項の規定によるほか、特例政令第 11 条第 1 項第 1 号から第 6 号に該当するとき」に限定している。
- ・ 通常、協定が適用されない調達において、地方自治体が公募型プロポーザル方式による随意契約を行う場合は、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（その性質又は目的が競争入札に適しないもの）を適用するが、特例政令第 11 条の規定においては第 2 号が除外されているため施行令第 167 条の 2 第 1 項を根拠に随意契約を行うことはできない。
- ・ 次に、特例政令第 10 条第 10 号（複数落札入札制度による物品等又は特定役務の調達）については、本件調達が該当しないことは明らかである。
- ・ 次に、第 11 条第 1 項第 1 号に該当するかを確認する。
- ・ 特例政令第 11 条第 1 項第 1 号は「代替不可能な芸術品等」または「排他的権利もしくは特殊技術」であり「調達の相手方が特定されている」ときに随意契約によることができる」と定めている。
- ・ 特例政令第 11 条第 1 項第 1 号で公募型プロポーザル方式による随意契約が実施できるかについて、関係調達機関の契約所管部署に見解を求めたところ、「公募型プロポーザル方式による随意契約については、審査・採用した提案は企業独自のノウハウに基づいたものであることから、特例政令第 11 条第 1 項第 1 号の『特殊な技術に係る特定役務の調達をする場合において、当該相手方が特定されているとき』を適用することにより可能」との見解が示された。
- ・ 関係調達機関においても同様の認識により、特例政令第 11 条第 1 項第 1 号を根拠に公募型プロポーザル方式による随意契約を行っている。
- ・ 随意契約における相手方の選定にあたっては、恣意的な事業者決定とみなされないよ

う、客観的な仕様比較に基づき選定理由を明らかにすることが重要である。

- ・公募型プロポーザル方式による随意契約を行うにあたり「特例政令第 11 条第 1 項第 1 号」を満たすためには、契約所管部署の示した見解のとおり①「特許、特殊な技術」に係る「特定調達」であり、かつ、②調達の相手方が特定されていることを確認する客観的事実が必要である。
- ・今回の調達は、半導体などの先端技術関連企業の人材不足が喫緊の課題となる中、高校生の情報・先端技術教育の充実を図り、県内の成長産業を支える人材育成の取組を推進することを目的に、情報・先端技術関連企業・大学等の見学や、それらの講師による出前授業、エンジニア派遣による実習指導の事業を実施するものである。
- ・この調達の成果として、高校生の先端技術関連産業への理解を深め、興味関心を高めることで、高校生の進路選択の幅を広げ、県内企業への就職や理工系大学への進学が促進されることが重要である。
- ・そのため、事業者には、多くの情報・先端技術関連企業や大学とのネットワークを有し、それを基にした企画力と、企業・大学の魅力を最大限に引き出し、高校生にそこで働く・学ぶ意義を体得させる構想力が求められる。
- ・これには、競争入札（価格のみによる競争）では事業の目的が達成できないという合理的な理由が認められる。
- ・そのようなネットワークや企画力、構想力を見極めるために、公募型プロポーザルを実施し、事業者の提案に沿った事業内容（仕様）とすることで、より優れた成果が期待できる。
- ・前述のとおり、本件調達においては、提案内容の審査の結果、得点の高い提案者を「特殊な技術に係る特定役務」を調達できるとして「相手方を特定」したものであり、公募型プロポーザルという客観的なプロセスを経て、1 号の要件を満たす 1 者を特定したといえる。
- ・したがって、本件調達は特例政令第 11 条第 1 項第 1 号に基づく随意契約に該当すると判断する。

ウ 公募期間の短縮について

- ・本件調達は、特例政令第 11 条第 1 項第 1 号に基づく随意契約（限定入札）に該当することから、協定第 11 条に規定する「期間」を適用しないとすることができる。
- ・したがって、関係調達機関が公募期間として、40 日以上の日数を確保しなかったことは、直ちに協定に違反するものとは言えない。
- ・しかしながら、公募型プロポーザルは、広く参加者を募ったうえで、提案内容を審査し、随意契約の相手方を決定する手法であり、総合評価一般競争入札に近い手法である。
- ・一般競争入札については特例政令や国の関係通知・告示上においても公告期間が 40

日以上とされていることから、「公募型プロポーザルにおいても一般競争入札と同様に、内外無差別の原則に沿って、公開性・競争性を担保することが必要であり、そのための十分な公募期間を設けるべき」との見解が契約所管部署からも示されている。

- ・したがって、公募型プロポーザルにおいても、提案公募の段階での競争性を担保するためには事業者が十分に提案を検討する期間を確保することが重要であり、公募期間は、40 日以上とすべきである。

(4) 本項のまとめ

本件調達の特例政令第 11 条第 1 項第 1 号を根拠とした随意契約（限定入札）に該当するため、公募期間として 40 日以上の日数が確保されていないことが、直ちに協定第 11 条に違反しているとは言えない。

しかしながら、本件調達のような競争性を担保すべき公募型プロポーザル方式による随意契約においては、事業者が十分に提案内容の検討を行えるような公募期間（40 日以上）を確保すべきである。

第 8 結論

以上のとおり、関係調達機関が実施した本件調達は随意契約（限定入札）に該当するため、公募期間として 40 日以上の日数が確保されていないことが、直ちに協定第 11 条に違反しているとは言えず、苦情申立人による公募期間についての協定違反という主張は採用することができない。

しかしながら、競争性を担保すべき公募型プロポーザル方式による随意契約である以上、公募期間については、事業者が十分に提案内容の検討を行える期間として、一般競争入札と同程度の期間（40 日以上）を確保すべきである。

令和8年 7月 27日

福岡県政府調達苦情検討委員会

委 員 長	安 河 内	恵 子
委員長代理	木 薮	智 幸
委 員	石 藏	良 平
委 員	一 坊 寺	麻 希
委 員	野 瀬	泰 裕